

西宮市外国人等障害者特別給付金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人（同日前に、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定により廃止される前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録を行っている者に限る。以下同じ。）など、年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、障害基礎年金等を受けることができない重度障害者及び中度障害者に対し、市が西宮市外国人等障害者特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害基礎年金等 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法に規定する障害年金、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に規定する障害厚生年金、昭和60年改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法に規定する障害年金、及び法律によって組織された共済組合の支給する障害共済年金その他国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第28条に規定する障害を支給事由とする年金たる給付をいう。
- (2) 重度障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる級別が1級若しくは2級の記載のあるものの交付を受けた者並びに療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）により、障害の程度がAの記載のある療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる等級が1級の記載のあるものの交付を受けた者をいう。
- (3) 中度障害者 身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳で身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる級別が3級の記載のあるものの交付を受けた者並びに療育手帳制度要綱により、障害の程度がB1の記載のある療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に掲げる等級が2級の記載のあるものの交付を受けた者をいう。
- (4) 公的年金等 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金たる給付又は国民年金法第36条の2第1項第1号に規定する年金たる給付であって政令で定めるものをいう。
- (5) 併給可能な公的年金 公的年金等のうち、厚生年金保険法第32条第1号に規定する老齢厚生年金、同条第3号に規定する遺族厚生年金、並びに法律によって組織された共済組合が支給する退職共済年金

及び遺族共済年金であって、これらの保険給付を受ける権利を有する者が65歳に達しているものをいう。

(給付対象者)

第3条 市長は、本市を居住地として住民登録している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で障害基礎年金等の受給資格がないもの（以下「給付対象者」という。）に給付金を支給する。

(1) 昭和57年1月1日（以下この号において「難民条約発効日」という。）前に満20歳に達していた外国人又は外国人であった者で、次のいずれかに該当するもの。

ア 難民条約発効日前に重度障害者若しくは中度障害者であった者

イ 難民条約発効日以後に重度障害者若しくは中度障害者となったが障害発生原因の初診日が同日前に属する者（アメリカ合衆国国籍を有していた者で当該初診日が20歳以後にある者を除く。）

(2) 年齢満20歳以上の者で、昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害発生原因の初診日があり、障害基礎年金等の受給資格が得られなかった重度障害者若しくは中度障害者

(支給制限)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しないものとする。

(1) 重度障害者においては、年額1,036,608円（昭和31年4月2日以後生まれの者は1,039,608円）以上の公的年金等（併給可能な公的年金を除く。）を受給しているとき。

(2) 中度障害者においては、年額829,296円（昭和31年4月2日以後生まれの者は831,696円）以上の公的年金等（併給可能な公的年金を除く。）を受給しているとき。

(3) 生活保護（又は生活保護に準ずる保護）を受給しているとき。

(4) 前年の所得が、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4第2項に規定する額を超えているとき。

(5) 他の地方公共団体から、この要綱で定める給付金と目的及び趣旨を同じくする給付金を受給しているとき。

(給付金の額)

第5条 重度障害者の給付金の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 公的年金等を受給していない者 86,384円（昭和31年4月2日以後生まれの者は86,634円）

(2) 公的年金等を受給している者 次のア又はイに定める額のうち、いずれか少ない額

ア 1,036,608円（昭和31年4月2日以後生まれの者は1,039,608円）から公的年金等の年額（併給可能な公的年金を除く。）を控除した額を12で除して得た額

イ 1,036,608円（昭和31年4月2日以後生まれの者は1,039,608円）から公的年金等の年額（併給可能な公的年金を除く。）を控除した額（当該額が0円未満のときは0円とする。）を24で除して得た額に、1,036,608円（昭和31年4月2日以後生まれの者は1,039,608円）から公的年金等の年額を控除した額（当該額が0円未満のときは0円とする。）を24で除して得た額を加えた額

2 中度障害者の給付金の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 公的年金等を受給していない者 69, 108円(昭和31年4月2日以後生まれの者は69, 308円)

(2) 公的年金等を受給している者 829, 296円(昭和31年4月2日以後生まれの者は831, 696円)から公的年金等(併給可能な公的年金を除く。)の年額を控除した額を12で除して得た額(支給申請等)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、65歳に達する日の前日までの間において、西宮市外国人等障害者特別給付金申請書(様式第1号)に公的年金等未受給状況申立書(様式第2号)を添付して、市長に申請しなければならない。

2 次条の規定により、給付金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、毎年5月1日から同月末日までの間に西宮市外国人等障害者特別給付金現況届(様式第3号。以下「現況届」という。)を市長に提出しなければならない。

(給付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、給付金の支給を決定したときは西宮市外国人等障害者特別給付金支給決定通知書(様式第4号)により、給付金の不支給を決定したときは西宮市外国人等障害者特別給付金不支給決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(給付期間及び支給期日)

第8条 給付金の支給は、第6条第1項の申請があった日の属する月の翌月から始め、給付金を受給する権利(以下「受給権」という。)が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 市長は、毎年7月、10月、1月及び翌年度の4月に受給者に対し、それぞれ前月までの給付金の支給額を支給する。

ただし、特別の理由がある場合は、当該支給期間及び支給期日を変更することができる。

(給付金額の変更)

第9条 市長は、障害の程度の変更等により給付金額を変更すべき事由が生じたときは、当該給付金の額を変更することができる。

2 受給者は、障害の程度が増進した場合は、給付金額の変更を請求することができる。この場合において、受給者は、西宮市外国人等障害者特別給付金額変更請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項及び前項の規定により、給付金額の変更を行った場合は、西宮市外国人等障害者特別給付金額変更通知書(様式第7号)により、受給者に通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により給付金額の変更を行ったときは、変更後の額による給付金の支給は、変更事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。

(届出)

第10条 受給者(受給者が死亡した場合は、その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族)は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、すみやかに西宮市外国人等障害者特別給付金資格要件変更届(様式第8号)により、市長に届出な

なければならない。

- (1) 第12条第1号から第4号までの規定に該当し、受給資格が消滅したとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公的年金等、生活保護（又は生活保護に準ずる保護）の受給状況その他給付金の支給要件にかかる事由に変更があったとき。

（支給の停止等）

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給を停止し、又は取り消すことができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく前条に規定する届出をしないとき。
- (2) 前条第3号に該当することで給付金額変更を要するおそれがあるとき。
- (3) 第15条の規定に違反したとき。
- (4) 現況届の提出をしないとき。
- (5) 虚偽その他不正な手段により給付金を受け、又は受けようとしたとき。

（受給権の消滅）

第12条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給権は消滅するものとする。

- (1) 西宮市に居住しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第4条の規定に該当するとき。
- (5) 当該年度末までに現況届の提出をしないとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当し、受給権が消滅した場合には、西宮市外国人等障害者特別給付金受給資格消滅通知書（様式第9号）により、受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第13条 受給者は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付された額の一部又は全部を返還しなければならない。このとき市長は、西宮市外国人等障害者特別給付金返還通知書（様式第10号）により、当該受給者に対し支給した給付金の一部又は全部の返還を請求するものとする。

- (1) 重複して給付金を受給したとき。
- (2) 前条による受給権の消滅以後に給付金を受給したとき。
- (3) 公的年金等の受給の開始又は金額変更があり、支給されるべき給付金を超えて受給したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、給付金を受給したとき。

（未支給の給付金）

第14条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付金で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡当時その者と生計を同じくしていた者は、西宮市外国人等障害者特別給付金未支給請求書（様式第11号）により、その未支給の給付金の支給を請求することができる。

2 未支給の給付金を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とし、同順位者が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対して支給したものとみなす。

(譲渡及び担保の禁止)

第15条 給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(施行細目の委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の申請は、平成6年7月1日以後に行うものとし、平成7年2月28日までに申請のあった受給者については、平成6年4月（平成6年5月以後に受給権を取得した者については、その受給権を取得した日の属する月）分から給付金を支給する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(平成10年度の特例)

2 改正後の第3条に該当する者（改正前の第3条又は改正後の第4条に該当する者を除く。以下「新規資格者」という。）が平成11年3月31日までに給付金の支給を申請し、支給の決定を受けた受給者にあつては、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成10年4月分（同年4月1日以後に新規資格者に該当するに至った者にあつては、当該該当するに至った日の属する月の翌月分）から給付金を支給する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

付 則

１ この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

（中度障害者の平成２０年度における支給の特例）

２ 改正後の第６条第１項の規定による申請（中度障害者に係る申請に限る。）は、平成２０年４月１日以後に行うものとし、平成２１年３月３１日までに申請のあった受給者については、改正後の第８条の規定にかかわらず、平成２０年４月分（同年４月１日以降に給付対象者となった者にあつては、給付対象者となった日の属する月の翌月分）から給付金を支給する。

付 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

付 則

１ この要綱は、平成２２年１０月１日から施行し、同年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

２ 改正後の第４条の規定により支給制限を受けなくなった者が、平成２３年３月３１日までに給付金の支給申請をして支給決定を受けたときは、第８条の規定にかかわらず、平成２２年４月分（同月１日以後に改正後の第３条の規定により給付対象者となった者にあつては、当該給付対象者となった日の属する月の翌月分）から給付金を支給する。

３ 前項の規定により遡及して支給を受けることとなった者が、適用日以後に西宮市外国人等高齢者特別給付金支給要綱の一部を改正する要綱（平成２２年９月３０日）による改正前の西宮市外国人等高齢者特別給付金支給要綱による給付金を既に受給しているときは、当該給付金は、同項の規定による給付金の内金とみなす。

付 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

ただし、第１条及び第３条については平成２４年７月９日から施行し、同日から適用する。

付 則

この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２９年８月１日から施行する。

付 則

１ この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２ 転入者であって、転入前の地方公共団体（以下、前市区町村とする。）を転出するときにおいて、給付金と目的及び趣旨を同じくする前市区町村が実施する給付金の受給者であった者は、第６条第１項の規定にかかわらず、給付金の支給申請をすることができる。

付 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。